市－2

議　　第　２６３　号

令和 ２ 年１１月３０日提出

熊本市都市公園条例の一部改正について

熊本市都市公園条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市都市公園条例の一部を改正する条例

熊本市都市公園条例（昭和５２年条例第３２号）の一部を次のように改正する。

別表第４熊本城公園（行幸坂以東の区域）の項入園料の欄中「５００円」を「８００円」に、「２００円」を「３００円」に、「４００円」を「６４０円」に、「１６０円」を「２４０円」に改め、同表備考第１項を削り、同表備考第２項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に、「１，０００円」を「１，６００円」に改め、同項を同表備考第１項とし、同表備考第３項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に改め、同項を同表備考第２項とし、同表備考第４項中「熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券」を「熊本城年間入園券」に改め、同項を同表備考第３項とし、同表備考第５項を同表備考第４項とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、規則で定める日から施行する。

（熊本市旧細川刑部邸条例の一部改正）

２　熊本市旧細川刑部邸条例(平成５年条例第４７号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第４条、第７条関係）」に改め、同表旧細川刑部邸（長屋門から邸内）の部熊本城・旧細川刑部邸共通入園券（高校生以上）１枚につきの

項から熊本城・旧細川刑部邸共通年間入園券（高校生以上）１枚につきの項までを削り、同表備考第２項を削り、同表備考第１項を同表備考とする。

（提出理由）

熊本城公園の使用料の改定等をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。